

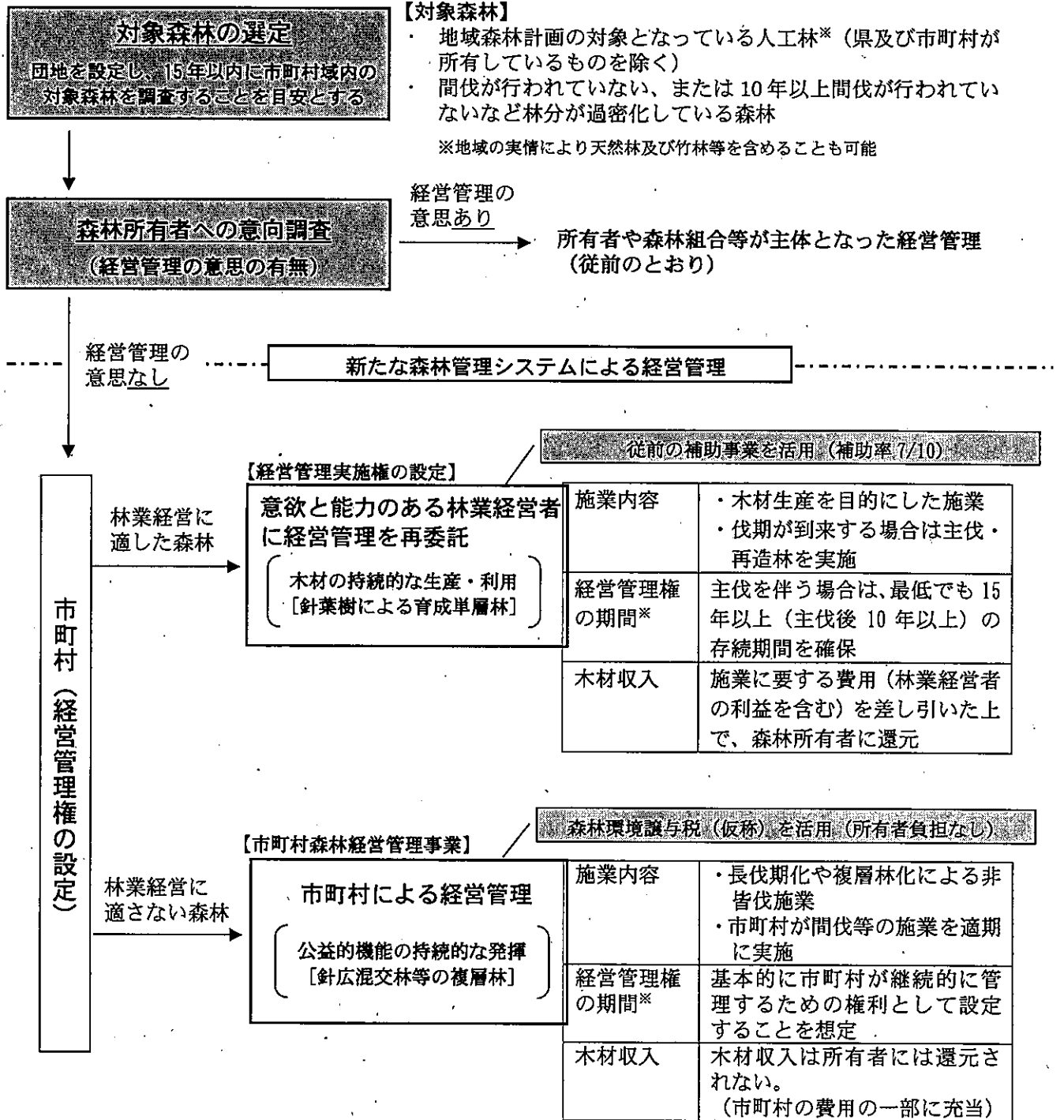
新たな森林管理システムについて

森林政策課

1 新たな森林管理システムとは

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、森林管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムをいう。

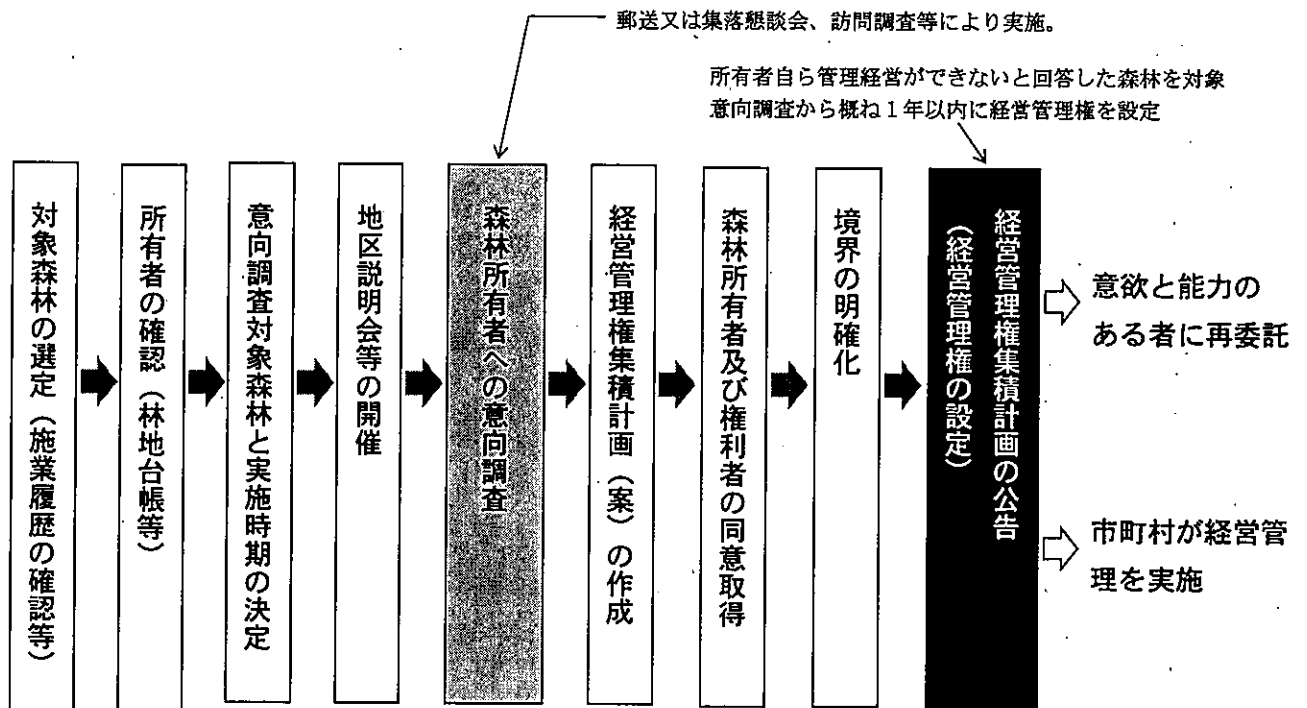
2 対象となる森林と経営管理権が設定された森林の管理方法



※ 経営管理権の期間

法律上では、所有者と市町村との合意により定められるもので、上限・下限の定めはない。ただし、所有者不明森林など権利設定の特例を用いる場合は、50年が上限となる。

3 経営管理権設定までのながれ（市町村が行う事務）



4 県の主な役割

対応状況

(1) 森林情報等の提供

- ・ 林地台帳原案及び管理システムを市町村に配布
- ・ 森林 GIS による森林簿情報（森林現況、施業履歴等）の提供・共有

H30.3月まで【対応済み】
毎年度更新

(2) 市町村への技術的な指導・助言

- ・ 森林資源の調査・把握、条件整備等に対する指導・助言
- ・ 林業の経営適地の判定、施業内容の検討

H31.4月～ 個別対応

(3) 新たな森林管理システムを担う人材等の育成

市町村向け説明会等の実施、林業事業者の経営の安定化等

H31.4月～

(4) 意欲と能力のある林業経営者の募集・公表

- ・ 公募要領の作成（基準、提出書類等）、市町村等への意見聴取
- ・ 民間事業者の公募、公表

H31.3月まで

H31.4月～
（法律施行後速やかに）

(5) 経営管理権設定にあたっての裁定

所有者不明森林等に経営管理権を設定する場合の裁定

H31.4月～

（申請案件に対応）

(6) 広域連携体制の構築に向けた検討

市町村と県による広域連携体制の構築に向けた検討

H30.4月～ 検討中

新たな森林管理システム及び森林環境譲与税が導入されることを踏まえ、その主体的な役割を担う市町村の支援体制を構築するため市町村とのワーキングにより検討

平成31年度～

【森林経営管理法に基づく新たな事務】

- 所有者に代わって市町村が森林の経営管理を実施（新たな森林管理システム）
- 対象森林の選定、所有者の特定
- 所有者の意向調査、境界の明確化
- 経営管理権の設定
- 森林整備の発注 など

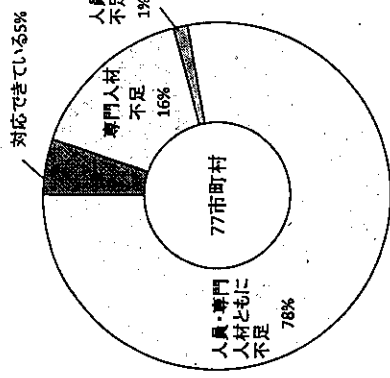
【森林環境譲与税の譲与】

- 新たな森林管理システムを展開するため財源が市町村に譲与
- 譲与税を活用した事業の実施、公表
- 基金の設置

「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキング 主な意見

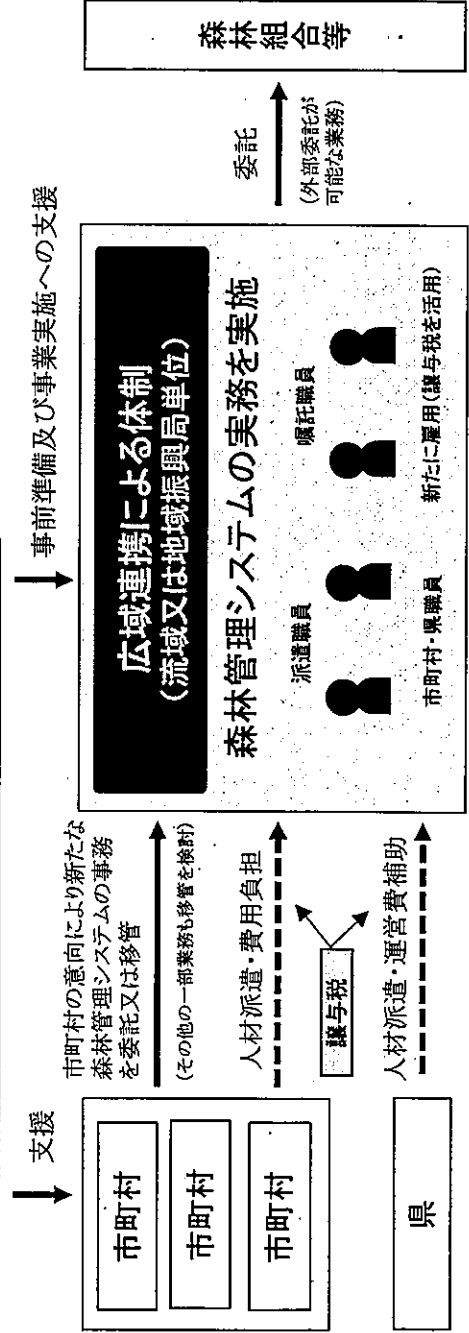
- 県内の市町村の約7割が他の業務との兼務で林務業務を担当しており、人員・専門人材ともに不足している状況。
- このため、新たな森林管理システムの導入にあたっては、市町村を支援するため体制を構築することが必要であり、かつ、広域的に対応を図ることが効果的。
- 森林環境譲与税については、新たな森林管理システムに活用することを中心としつつ、まずは所有者の特定や境界の明確化、意向調査などの条件整備に活用することが重要。

現行の業務内容・業務量に対する市町村の体制【聞き取り結果】

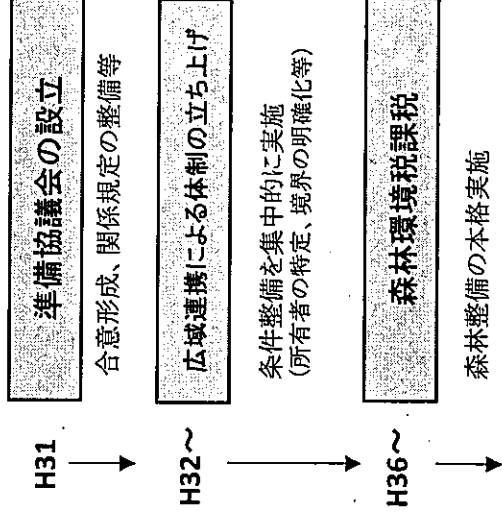


市町村を支援するための体制（検討案）

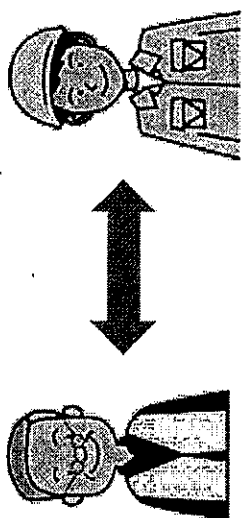
県のサポート部署



【スケジュール】

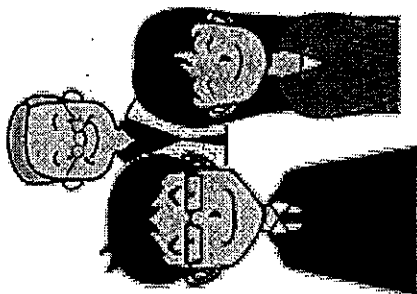


森林経営管理制度とは



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者

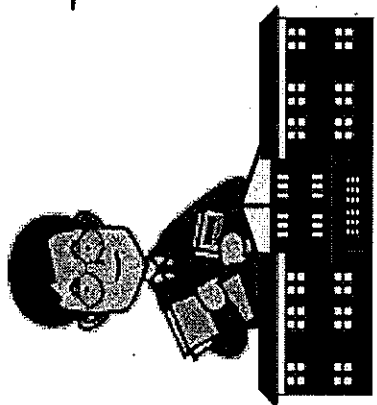
※所有者不明森林へも
対応



意向を
確認



経営管理を
委託



市町村

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林

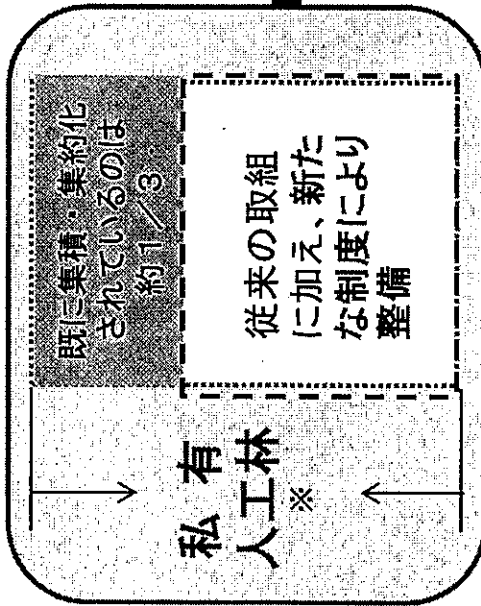


市町村が自ら管理

経営や管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステムを構築

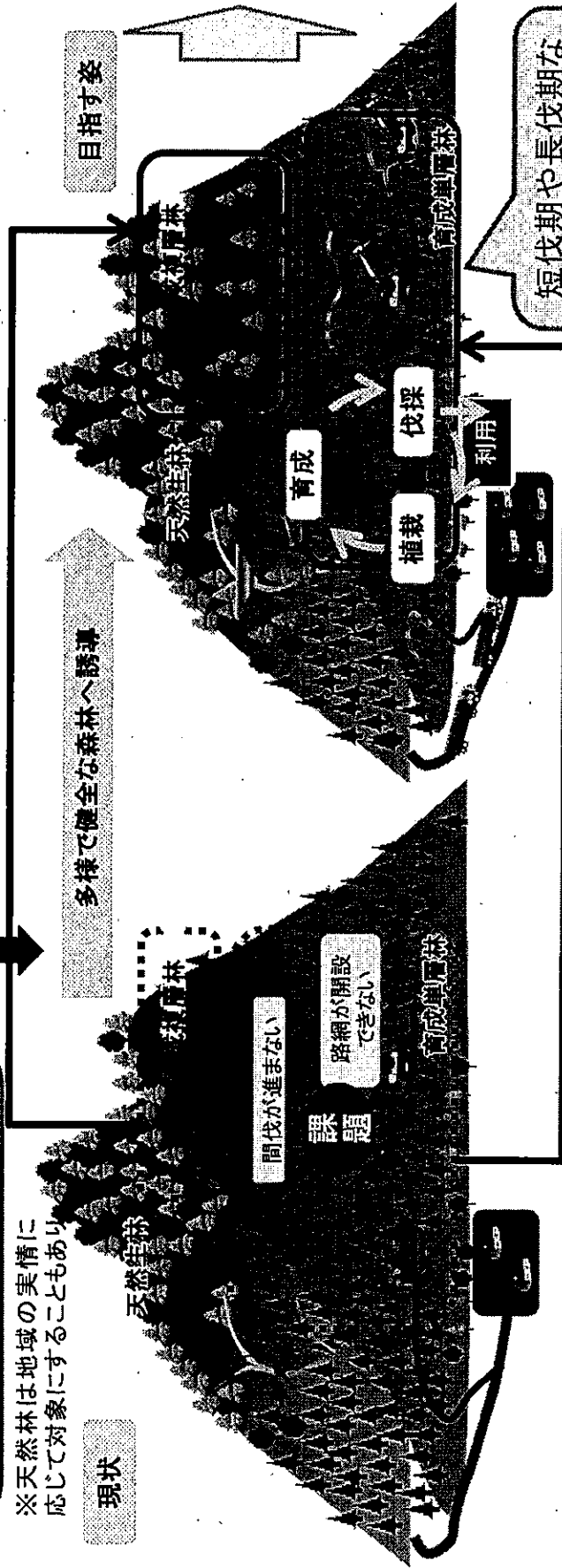
森林の経営管理の現状と将来像 (主な対象森林)

<多様で健全な森林の整備のイメージ>



自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。

※天然林は地域の実情に応じて対象にすることもあり



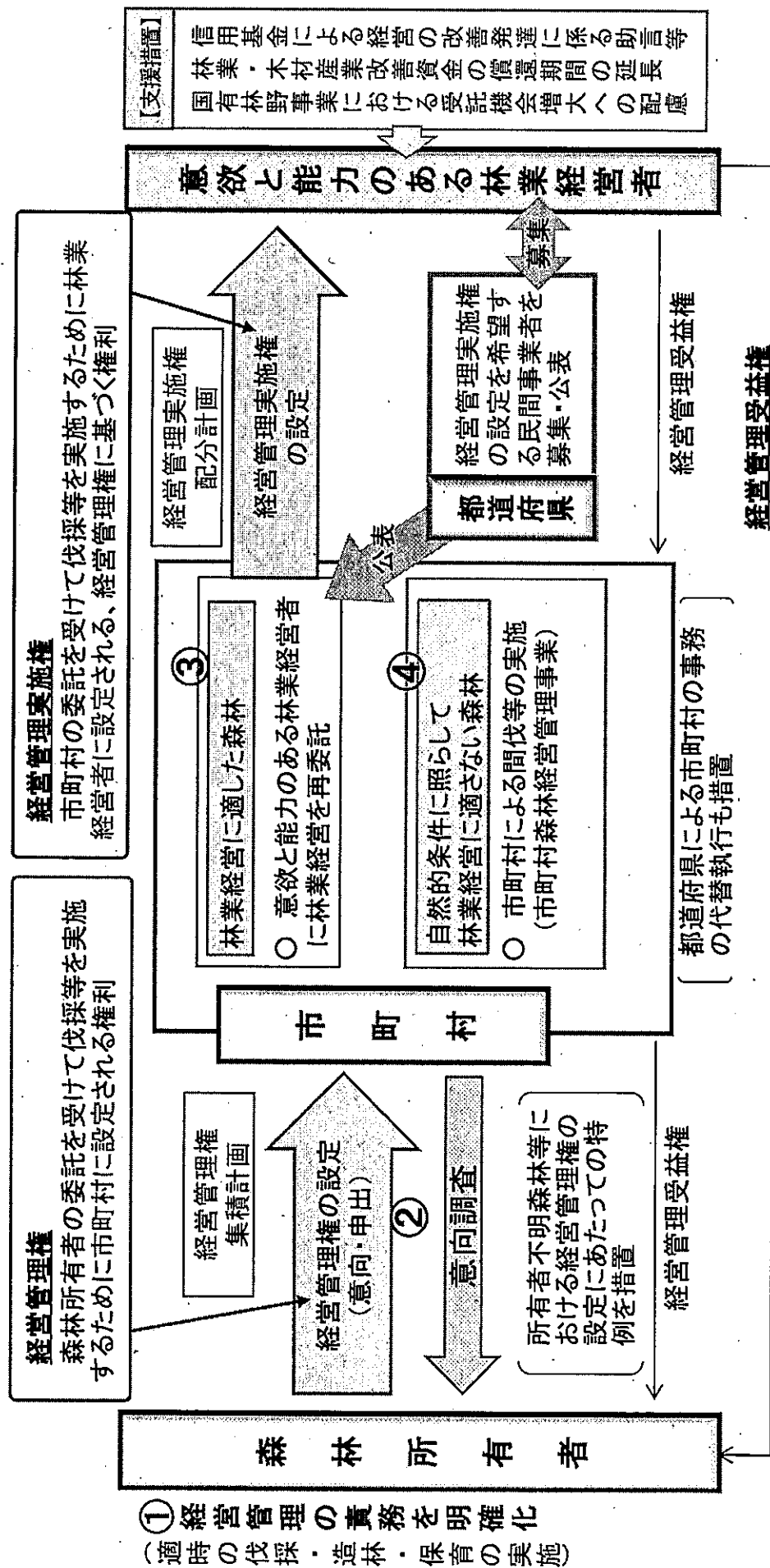
短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽による確実な更新を図る

自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化

森林経営管理法の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

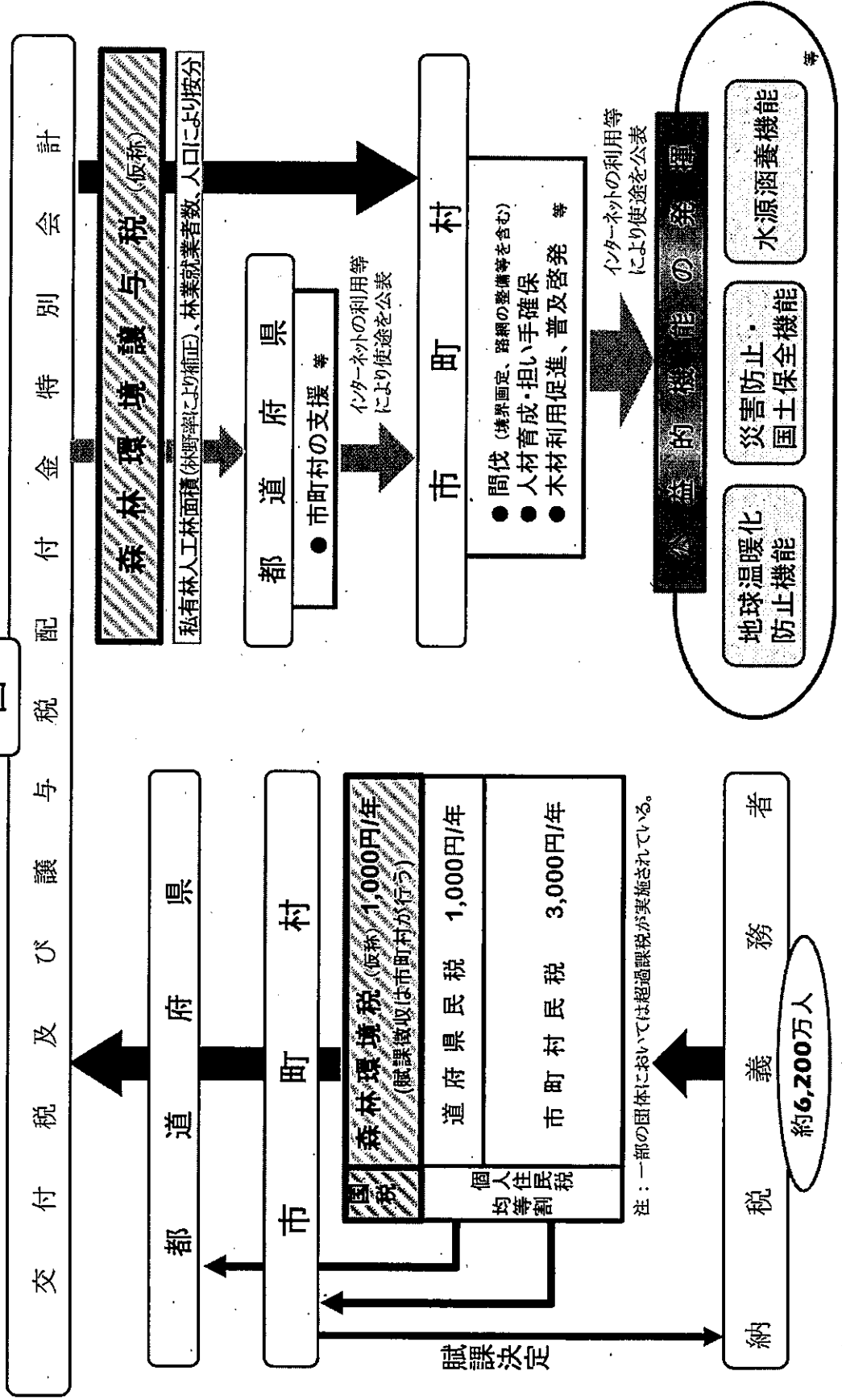


森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

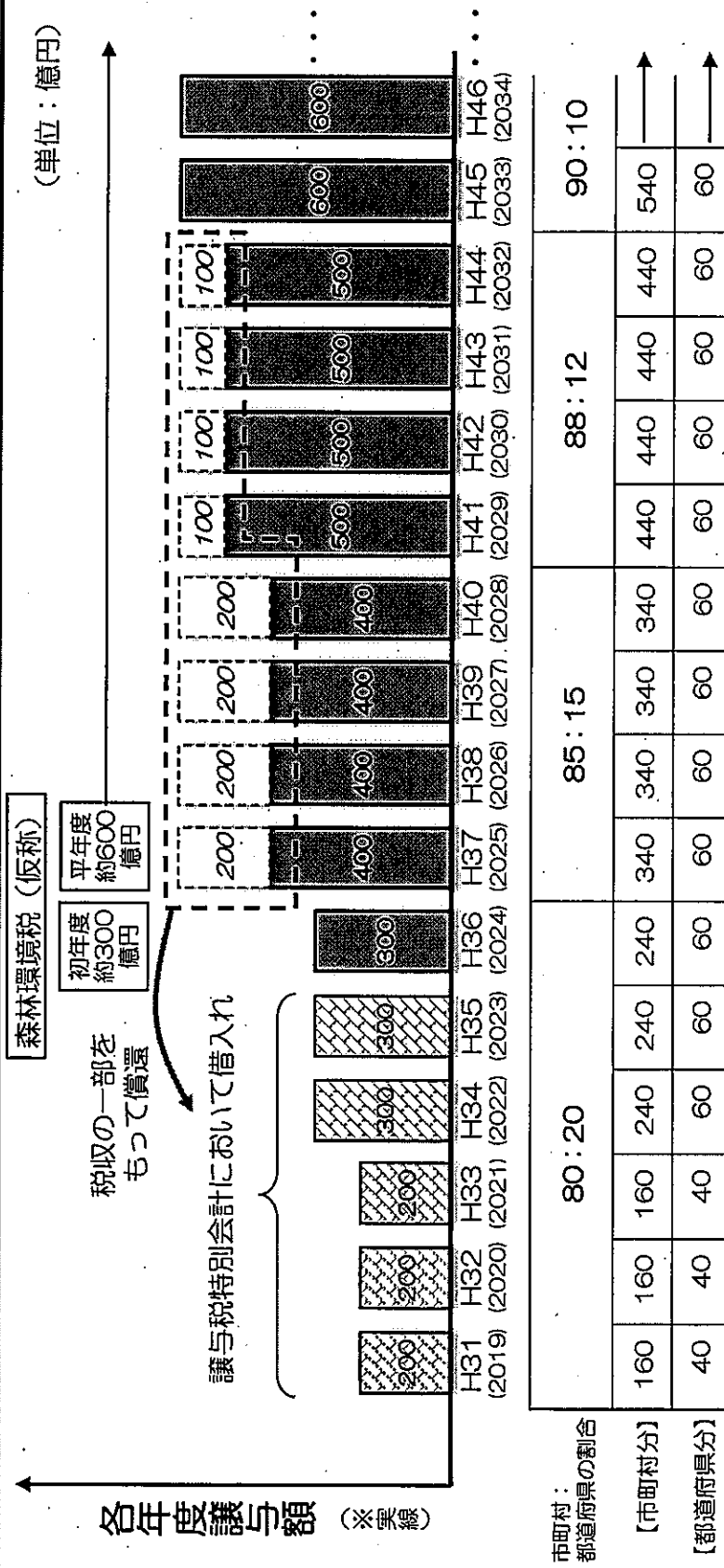
2024年度から施行

2019年度から施行



森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利率を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 20% : 林業就業者数
 30% : 人口
 市町村と同じ基準